

令和2年 3月 5日

安八町長 堀 正 様

安八町監査委員 清 伸 二
安八町監査委員 碓 井 昭 夫

平成31年（令和元年）度 安八町内部統制評価報告書に係る審査意見

改正地方自治法第150条の規定に準じ審査に付された平成31年（令和元年）
度安八町内部統制評価報告書について審査したので、次のとおり意見書を提出する。

審査の概要

1. 審査の対象

平成31年（令和元年）度「あんぱち業務見える化プラン」に基づく内部統制体制の整備及び運用状況並びに関係資料の点検

2. 審査実施日

令和2年3月5日

3. 審査の場所

安八町役場 2階 小会議室

4. 審査の内容

内部統制体制の整備及び運用状況にあたっては、町長から提出された平成31年（令和元年）度安八町内部統制評価報告書について

（1）業務の有効性及び効率性、法令等の遵守、財務報告の信頼性、資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るため、業務に組み込まれ、組織内の全ての職員によって遂行されているか。

（2）内部統制の対象とする事務を財務リスクに限定するのではなく、安八町の事務全般において直面し得る経営体リスクも対象としているか。

以上の2点を主眼において、関係資料を慎重に審査した。

5. 審査の結果

平成31年（令和元年）統制評価報告書を確認した結果、全職員が「あんぱち業務見える化プラン」の趣旨を理解しており、これを継続することでリスク管理意識を有しつつ、質の高い事務執行を目指していることが確認できた。

よって、「あんぱち業務見える化プラン」に基づく取組が適正であると認める。

6. 審査意見

（1）リスクを事前に察知し、これに効果的な対策を見出す予見能力を磨くとともに、対策を確実に実行する勇気と根気を養っていただきたい。

（2）継続的な内部統制の取組の中で、職員間での情報共有を行いながら業務内容の更なる洗練に取り組んでいただきたい。

（3）リスクへの対応策をいかに現場レベルで実行していくかが大切である。地道な活動をお願いしたい。

以 上